

五霞町物価高騰対応子育て世帯支援補助金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の価格高騰による影響が長期化する中、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、予算の範囲内において五霞町物価高騰対応子育て世帯支援補助金（以下「本補助金」という。）を支給する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象児童)

第2条 本補助金の対象となる児童（以下「支給対象児童」という。）は、令和8年6月30日（以下「基準日」という。）において、五霞町の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成20年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた児童とする。

(支給対象者)

第3条 本補助金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、基準日において本町に住所を有し、支給対象児童を養育する保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 五霞町から児童手当を受給している者
- (2) 五霞町以外の市区町村又は所属する勤務先（公務員）から児童手当を受給している者

2 前項の規定にかかわらず、基準日において児童が本町の住民基本台帳に記録されていない場合は、支給対象外とする。

(支給額)

第4条 本補助金の額は、支給対象児童1人につき5,000円とする。

(申請不要による支給)

第5条 町長は、次に掲げる支給対象者（以下「申請不要受給者」という。）に対し、本補助金の支給の決定を行うものとする。

- (1) 五霞町から児童手当を受給している者
- (2) 公務員のうち、令和7年度に実施された同様の子育て世帯支援事業において給付金の支給を受けた者

2 前項の決定を受けた者が本補助金の支給を辞退しようとするときは、町長が指定する期日までに五霞町物価高騰対応子育て世帯支援補助金受給拒否届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 町長は、申請不要受給者が前項の届出を行わなかったときは、速やかに本補助金を支給する。

(申請による支給)

第6条 前条第1項各号に掲げる者以外の支給対象者（以下「申請受給者」という。）が本補助金の支給を受けようとするときは、五霞町物価高騰対応子育て世帯支援補助金支給申請書（兼請求書）（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請期限は、町長が別に定める日とする。

（支給方法）

第7条 本補助金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 申請不要受給者 児童手当支給口座又は過去の支援事業で使用した指定口座若しくは五霞町物価高騰対応子育て世帯支援補助金口座登録等の届出書（様式第3号）により指定した口座への振込み

(2) 申請受給者 前条の規定により指定された口座への振込
（不当利得の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により本補助金の支給を受けた者があるときは、既に支給した本補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

